



うちなー健康経営宣言

第 1556 号

令和 5 年 10 月 23 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

私たちサンシャイン糸満店は、会社の財産である従業員が健康である事で得られるパフォーマンス向上、仕事へのやりがい・やる気を会社力と考え、予てよりノーカンガル（ノー残業デー）、有給休暇取得の促進、インフルエンザ予防接種の補助金制度等、従業員の健康とライフワークバランスを考慮した取り組みを行ってきました。

今回【うちなー健康経営宣言】の中で取り組む内容を加え、より一層従業員の健康の保持促進に努めて参ります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
5. 感染症予防に取り組む。
6. 時間外勤務の縮減や、有給休暇取得を促進する。
7. 治療と仕事の両立支援に取り組む。
8. ノーカンガル（ノー残業デー）の推奨、実施
9. 定期的に全従業員を対象にしたストレスチェックや職場環境を整える為のカウンセリング（面談）を実施する。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。